

BSEに関する措置(施策)実施状況について

		平成13年10月以前の状況	現 状	見直し後	見直しの理由	
飼料規制の実効性確保のための監視状況	輸入飼料に係る交差汚染の防止	飼料安全法に基づく飼料輸入業者届出	届出対象:飼料輸入業者全て 届出事項:業者名、本社住所、販売事業場所在地、保管施設所在地、輸入飼料の種類等	届出事項の追加(配混合飼料の原材料)	輸入事業者による届出事項の追加により輸入飼料の原材料を把握した上で、肥飼料検査所による検査を行う等により、輸入飼料の反すう動物由来たん白質の混入防止対策を徹底するため	
		肥飼料検査所による立入検査(倉庫等での輸入飼料検査)	輸入飼料の肉骨粉等分析検査件数:0件(12年度)	輸入飼料の肉骨粉等分析検査件数:魚粉5件(15年度)		検査の強化(届出情報に基づく重点検査)
		動物検疫所による輸入検査	-	魚粉の輸入検査実施(平成14年12月からさらに抽出による精密検査を開始、精密検査件数561件(平成15年度))		
	販売業者における規制の徹底	飼料安全法に基づく飼料販売業者届出	届出対象:農家だけに販売する業者(小売店)を除く飼料販売業者	小売店を届出対象に追加	飼料販売段階における飼料規制の監視対象を拡大するとともに、販売業者への検査・指導体制の強化を図ることにより、飼料販売業者における飼料の保存に関する規制を徹底するため	
		都道府県による立入検査等	BSE防止の観点からの検査等は特に行われず	立入検査、周知徹底指導等の対象は販売届出業者中心 立入検査:検査業者数・検査事項等は各県の裁量で実施(15年度販売業者への立入検査数は約400事業場)		・周知指導・立入検査対象の拡大(小売店を含む販売業者へも徹底) ・立入検査での重点検査事項を示すこと等によるBSE対策遵守状況検査体制強化
	牛飼養農家における規制の徹底	地方農政局等による巡回点検調査(農家での法令遵守状況の全国調査)	牛農家は調査対象外(添加物の使用状況調査を主眼として、豚・鶏農家を年ごとに交互に実施、約2000戸/年)	3畜種(牛、豚、鶏)をローテーションで実施(15年調査対象は牛農家1962戸)	巡回点検調査の中で、牛農家については毎年度実施	地方農政局等による巡回点検調査や都道府県による検査・指導の体制を強化することにより、牛飼養農家における飼料の誤用・流用を防止するため
都道府県による立入検査等		BSE防止の観点からの調査等は特に行われず。 また、14年7月以前は、農家は飼料安全法に基づく立入検査対象外	立入検査、巡回指導等による法令周知徹底・指導の実施 立入検査:検査戸数・検査事項等は各県の裁量で実施(15年度農家への立入検査数は約500戸)	立入検査での重点検査事項を示すこと等によるBSE対策遵守状況検査体制強化		
死亡牛のサーベイランス		平成13年10月以前 生体、死体にかかわらず、牛海綿状脳症が否定できない牛と中枢神経症状を呈する牛等を対象に、BSE検査を実施するよう都道府県に指導 現状 牛海綿状脳症対策特別措置法(BSE特措法)に基づき、原則として、24か月齢以上の死亡牛全頭についてBSE検査を実施				
トレーサビリティ		平成9年度からモデル事業実施 平成13年10月よりBSE対策として開始 平成15年12月法施行(流通段階は平成16年12月から)				